

7-6 割増賃金の計算式

## 割増賃金の計算式

労基法第37条  
(施規第19条4号)

残業手当の計算基礎賃金(賃金総額-法定除外手当) ----- (年を平均した)1か月平均所定労働時間数	×	その月の残業 時間数 × 1.25
---	---	----------------------

上記計算式は、1か月60時間までの時間外労働(残業)の場合

**(\*) 1.25の割増率は、1か月60時間を超える時間については1.5がまた休日労働の場合は1.35が適用になる。**

○月決め賃金(手当を含む。)の場合の残業手当の計算式は、次による。

例：1か月60時間までの時間外労働(残業)の場合

$$\frac{\text{残業手当の計算基礎賃金(賃金総額-法定除外手当)}}{\text{(年を平均した)1か月平均所定労働時間数}} \times \text{その月の残業時間数} \times 1.25$$

この計算式のポイントは、つぎの2点となる。

- (1) 分子となる残業手当の計算基礎となる賃金はなにか(除外できる賃金はなにか)
- (2) 分母となる1年間を平均した1か月平均所定労働時間数の出し方

1) 分子となる残業手当(休日、深夜労働も同じ。)の計算基礎となる賃金はなにか原則、すべての賃金。但し、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く(37条2項、則21条)。

2) 計算式の分母となる1か月平均所定労働時間数の出し方

1年間は原則暦年。但し、就業規則に定めがあれば4月～3月等の1年間とすることもできる。

暦日数365日の年の場合 (365-年間総休日日数) ÷ 12 × 1日の所定労働時間数

例 年間休日105日、1日の所定労働時間7時間のケースを当てはめると、(365-105) ÷ 12 × 7 = 151.6時間が1か月の平均所定労働時間数となる。